

(案)

証明書等自動交付事務委託仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、千葉市（以下「甲」という。）と地方公共団体情報システム機構（以下「乙」という。）との間の証明書等自動交付委託事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 証明書交付サービス 本仕様書に規定するサービス
- (2) 個人番号カード等 証明書等の交付に必要な個人番号カード又は住民基本台帳カード
- (3) コンビニ事業者等 乙が証明書等自動交付事務委託契約を締結するコンビニエンスストア事業等を行う者
- (4) 取扱店 コンビニ事業者等の直営店及び加盟店（コンビニ事業者等とエリアフランチャイズ契約を締結している法人が存在する場合はその直営店と加盟店を含む。）
- (5) キオスク端末 不特定多数の人がタッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、様々なサービスを利用したりすることができる端末装置
- (6) 利用者 証明書等自動交付を行うための手続きが完了した個人番号カード等を使って、キオスク端末から証明書等自動交付を行う者
- (7) 証明書交付センター 甲とコンビニ事業者等を中継するための乙が運営するデータセンター
- (8) 証明書データ 利用者の申請により交付された証明書等を印刷するための電子化されたデータ
- (9) サービス仕様書 本サービスの概要と要件を記述、定義した、甲と協議のうえ乙が別に定める仕様書

(取扱店における交付事務の取扱い)

第3条 乙は、キオスク端末を利用者が自ら操作することにより交付申請を行い、甲の証明書等の交付を受けられるサービスを提供するものとする。

- 2 乙は、甲と連携し、証明書等の交付申請を受付け、証明書データを作成するためのシステムをコンビニ事業者等に提供するものとする。
- 3 キオスク端末は、利用者の操作により、個人番号カード等を読み取り、本人認証を受けた後、証明書等の交付申請及び所要の申請内容の入力を受け付けるものとする。

(案)

- 4 キオスク端末は、甲から交付された証明書データを受信し、利用者が定められた交付手数料の支払いを確認のうえ、証明書等を出力するものとする。
- 5 キオスク端末は、利用者に交付手数料が記載された領収書を発行するものとする。
- 6 キオスク端末は、交付業務の完了結果を甲及び乙に通知するものとする。
- 7 取扱店は、収納した交付手数料を取扱店営業日ごとに取りまとめ、コンビニ事業者等に送金するものとする。
- 8 コンビニ事業者等は、取扱店が収納した交付手数料と委託手数料を相殺し、その差額を乙に支払うものとする。
- 9 乙は、コンビニ事業者等から支払われた金額を甲に支払うものとする。

(交付手数料及び委託手数料の精算)

- 第4条 乙は、取扱店から通知された取扱い実績データに基づいて、毎月1日から末日までの期間（以下「対象期間」という。）に取扱店で収納された交付手数料の総額から、対象期間における委託手数料の総額を差引いた金額をコンビニ事業者等に請求するものとする。
- 2 コンビニ事業者等は、毎月8日までに乙が開示する取扱い実績データと取扱店から通知された収納情報を照合し、差異がある場合は、内容を調査し、修正が必要な場合は、乙に通知するものとする。なお、8日が休日等の場合は、期限を前営業日とする。
 - 3 乙は、コンビニ事業者等と協議のうえ請求金額を毎月9日までに確定するものとする。なお、確定後の取扱い実績データについては、修正を行わないものとする。
 - 4 甲は、毎月10日以降に確定した取扱い実績データ等を乙の提供するサーバから取得するものとする。
 - 5 甲は、対象期間の翌月15日までに請求書を乙に送付するものとする。
 - 6 乙は、対象期間の翌月末日までに前項の請求金額を甲に振り込むものとする。

(証明書交付センターの運営)

- 第5条 乙は、証明書交付センターを設置し、適正に運営管理するものとする。
- 2 乙は、甲に対して、交付事務を行うために必要な乙の業務システムと連携するシステムを提供するものとする。

(サービス仕様書)

- 第6条 甲は、「サービス仕様書」等に基づいて、証明書交付サービスを提供するために必要なシステムを構築するものとする。
- 2 「サービス仕様書」等に規定されていない事象が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、取り扱うものとする。

(案)

(交付対象証明書)

第7条 証明書交付サービスで対象とする証明書等は、「サービス仕様書」等に従って、甲が設定するものとする。

2 乙は、甲が対象とする証明書等を追加する際には、その内容をコンビニ事業者等に通知するものとする。

(サービス提供時間)

第8条 証明書交付サービスの提供時間は、別途「サービス仕様書」等に従って、甲が設定するものとする。

2 乙は、乙及びコンビニ事業者等の管理するシステムの保守等により、証明書交付サービスの停止が必要な場合は、前項のサービス提供時間外で実施することを前提とする。

3 乙は、止むを得ない事情、又はシステム障害等が発生したことにより証明書交付サービスを停止させる必要が生じた場合は、甲に通知のうえ、キオスク端末の画面又は店舗の案内により、利用者に告知するものとする。

(取扱店でのサービス提供)

第9条 取扱店に設置するキオスク端末のメニュー画面上に証明書交付サービスの選択ボタンを表示するとともに、利用者に証明書交付サービスの取扱いを告知するものとする。

2 取扱店は、次の各号に該当する場合は、証明書交付サービスを提供できないものとし、取扱いできない旨をキオスク端末の画面上に表示するものとする。

(1) 個人番号カード等の有効期限が切れている場合、破損、汚損等により読み取れない場合、その他個人番号カード等に起因する障害等がある場合

(2) 証明書交付センター又は地方公共団体のサービス提供時間外の場合

(証明書等の置き忘れ時の対応)

第10条 キオスク端末から交付された証明書等又は個人番号カード等を利用者が置き忘れ、取扱店で回収した場合は、原則、取扱店では、遺失物として警察に届けるものとする。

2 取扱店は、置き忘れた証明書等又は個人番号カード等を他人が取得し、悪用された場合でも、その責任を負わないものとする。

(苦情・照会等の対応)

第11条 乙は、利用者から証明書等の内容に関する苦情又は照会を受けた場合は、速

(案)

やかに甲に連絡するものとする。また、当該利用者との折衝は、甲が行うものとし、乙及び取扱店は、利用者との折衝は行わないものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 甲及び乙は、証明書等自動交付委託事務の履行にあたり、事故の発生を確認したとき又は、やむを得ない事由により義務を履行することができないときは、直ちに相手方に連絡をするとともに、協力して必要な措置を講じるものとする。

2 証明書データの作成に関しては、甲が責任を負うこととし、証明書データの作成に関して事故が発生した場合、甲は速やかに事態の全容解明及び早期解決に努めるとともに、乙に状況を報告するものとする。

3 証明書データへの偽造防止対策、証明書等の印刷及び交付に関しては、乙が責任を負うこととし、偽造防止対策、証明書等の印刷及び交付に関して事故が発生した場合、乙は速やかに事態の全容解明及び早期解決に努めるとともに、甲に状況を報告するものとする。

(証明書等自動交付委託事務に係る報告及び連絡方法)

第13条 甲から取扱店に連絡を行う必要があるときは、乙を通じて、コンビニ事業者等に連絡し、その後、コンビニ事業者等を通じて取扱店に連絡を行うものとする。

2 コンビニ事業者等及び取扱店から甲へ連絡を行う必要があるときは、乙を通じて甲に連絡を行うものとする。

(証明書交付完了通知の伝送)

第14条 乙は、証明書等の交付が完了した都度、完了通知及び交付手数料の収納情報を甲に伝送するものとする。

2 乙は、甲へ伝送した情報に誤りがあった場合は、修正を行い、甲がその修正内容を確認できるようにするものとする。

(証明書データの消去処理)

第15条 乙及びコンビニ事業者等は、証明書等の印刷終了後、証明書データを消去するものとする。

(その他)

第16条 この仕様書の解釈について疑義を生じたとき、またはこの仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、解決するものとする。